

安全を守りながら 柔軟なルールで 健全な発展を支援

平成27年12月10日に改正航空法が施行されました。この改正では、ドローンをはじめとした無人航空機の定義と飛行ルールが新たに追加されています。今回の改正内容の考え方とポイントを聞きました。

航空局 安全部 安全企画課
国際・危機管理室 専門官
やすとも
横川 寧伴



ドローンの緊急の 交通安全ルールを導入

無人航空機（ドローン、ラジコン機など）は空撮、農薬散布、測量、インフラ点検などで活用されていますが、その安全な運用は、事業者の自主的なルールによって守られてきました。従来の航空法では、規制対象である「航空機」とは人が乗ることのできるものが前提とされており、無人航空機の飛行に対する規制は、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を除いて存在しなかったのです。

飛行そのものを楽しむことが主な目的であるラジコン機の利用者の多くは、機体を落下させないことを意識しているようですが、利用者が急速に拡大している、いわゆるドローンと呼ばれるマルチコプターは、空撮などが主な目的になり、一般に取り扱いも簡単

であるため購入してすぐに飛ばせることから、安全について学ぶ機会なく飛行させる人も出てきており、自主性に頼るだけでは安全を確保することが難しくなっていると考えられます。

具体的には、平成26年の秋に開催されたあるイベントでドローンが落下してイベント関係者が負傷した事故、海外で発生した航空機への無人航空機の接近事案など、国内外において無人航空機に係るトラブルが発生しています。一方では「空の産業革命」と呼ばれるほど利活用の可能性が広がる技術でもあります。このことから、同年末、航空局内に無人航空機に係る検討会を立ち上げました。

検討会ではさまざまな業界の方と意見交換をし、まずは利用に際してのガイドラインの作成から進めることなどを検討していましたが、平成27年4月、総理大臣官邸の屋上でドローンが発見

されたことを契機に、政府全体として無人航空機に係るルール導入の気運が急速に高まり、まずは緊急に交通安全ルールを導入するとして、今回の航空法改正に至ったところです。

改正航空法のポイント

改正航空法では、規制の容体として無人航空機を定義した上で、飛行禁止空域（飛行の方法などを定めました（本誌裏表紙参照）。改正によって、無人航空機を飛ばすことが原則できない空域や飛行の方法ができましたが、国土交通省に提出いただく飛行の許可・承認申請書において飛行の安全確保が確認できれば、柔軟に飛行の許可・承認を出せるようにしています。

改正内容は、自動車であれば道路交差点に定められている交通ルールを定めたに過ぎません。自動車の場合は、交通ルールの他にも「車体の安全基準」

と「車検」による車体性能の確保、「運転免許」による操縦者の技量担保、登録と「ナンバープレート」による表示、「自賠償保険」の整備など、安全に関連するさまざまな制度が整えられています。無人航空機についてはどのような制度が必要か、官民で協議会を開催して検討し、今年の夏には一定の考えをまとめる予定です。

私たちの主眼はあくまで安全の確保です。無人航空機は素晴らしい技術ですので、これをより発展させるためにも、事故などあつてはいけません。さまざまな立場の方から意見をいただき、また飛行許可の申請から見えてくる利用の実態や細かいニーズも参考に、無人航空機の健全な発展を支える、適切なルール整備を進めていきます。

無人航空機の定義

（平成27年12月10日施行）

飛行機、回転翼航空機等であつて人が乗ることができないもの（ドローン、ラジコン機等）のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満のものを除く）



写真提供／一般社団法人日本UAS産業振興協議会（JUIDA）